

12月3日～9日は「障害者週間」です

障がいのある人もない人も 共に支え合うまちづくり

■障がい福祉課 ☎20・7306

「障害者週間」は障がい福祉への理解と関心を深めるとともに、障がいのある人の自立と社会参加を促進する目的で定められています。障がいのある人もない人も、互いを尊重し支え合う「共生社会」を実現するためには、一人一人が自分の役割と責任を自覚することが大切です。共生社会の実現のための取り組みとして、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。いわゆる「障害者差別解消法」です。今年5月には「障害者差別解消法」が改正されましたので、おさらいしてみましょう。

「障害者差別解消法」とは？

障がいの有無にかかわらず、すべての国民が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別を解消することを目的として制定された法律です。主に、障がいのある人への「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について定められています。

改正のポイントとは？

今回の改正の大きなポイントは「合理的配慮の提供が義務化されたこと」です。平成28年の施行当時から「合理的配慮」の提供については定められていましたが、国や地方公共団体を除く民間事業者においては「努力義務」とどまっていたました。しかし、近年のSDGs推進や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催などといった社会背景を受けて法律の見直しが行われ、民間事業者も「合理的配慮」の提供が法的に義務化されることになりました。

わたしたちができること

「合理的配慮」は、難しいことのように聞こえるかもしれませんが、「相手のことを理解して思いやり、できる範囲で支え合う」ということです。小さなことのようにみえますが、まずは意識を持つことから始めてみませんか？

例えば…

電車やバス、階段などでは小さな段差がバリアとなる場合があります。スロープを使うなどの工夫で移動がスムーズになります！段差などで困っている人を見かけたら、運転手などへの声かけサポートをお願いします。



例えば…

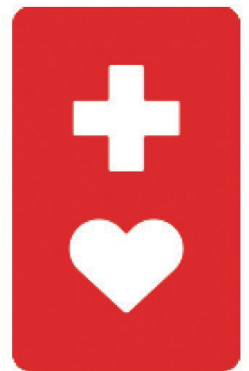
聴覚に障がいのある人とのコミュニケーションは、手話だけでなく、筆談やジェスチャーなどたくさん方法があります。



まずは「今、自分にできること」から取り組んでみましょう！

合理的配慮サーチ

「合理的配慮」の具体例を障がいの種類や生活の場面毎に紹介している内閣府のサイトです。どんな時にどんな配慮ができるのか確認してみましょう。



知っていますか？

ヘルプマーク

心臓などの内部の障がいや発達障がいがある、義足や人工関節を使用しているなど、外見では援助や配慮が必要であることが分かりにくい人もいます。このマークをみかけたら、席を譲る、声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



▲ヘルプマークの実物

電車・バスの中

疲れやすかったり同じ姿勢を続けることが難しい人がいますので、席を譲ってください。優先席を利用すると不審な目で見られることがあります。ヘルプマークへの理解と配慮をお願いします。

まちで見かけるあのマーク

道路標識や看板など、日常でよく目にする「マーク」。実は、障がいのある人に関するマークかもしれません。どこかで見たことがあるマーク。この機会にそのマークに込められた意味をぜひ知ってください。まだ見たことのないマークは、まちを観察して探してみてくださいね！

「障害者のための国際シンボルマーク」



車いす利用者だけでなく、障がいがあるすべての人への配慮を表す世界共通のマークです！このマークがある駐車スペースは、建物の出入口に近い場所にあたり、他のスペースより広くしてあるなど、さまざまな配慮がなされています。駐車する時には気を付けましょう。

<パーキング・パーミット>

障がい福祉課では、障がいや妊娠・出産、けがで一時的に杖や車いすを使っているなどの理由で、障がい者用駐車場を利用する必要がある人のための標識を発行しています。お気軽にご相談ください。



「オストメイトマーク」



人工肛門などを造設していること、またはそのための設備があることを表すマークです。このマークがあるトイレには、専用のシャワーなどが設置されています。

「ほじょ犬マーク」



© (福) 日本聴導犬協会

盲導犬や聴導犬、介助犬といった身体障害者補助犬の同伴を啓発するマークです。補助犬は、障がいのある人の大切なパートナーなので、補助犬を見かけても声をかけたりすることは避けましょう。

「身体障害者標識」



肢体に障がいのある人が運転している車に表示されています。

「聴覚障害者標識」



聴覚に障がいのある人が運転している車に表示されています。

「耳マーク」



聴覚に障がいがあること、または聴覚障がい者への配慮を表すマークです。聴覚障がい者は、周囲の人から障がいに気づかれにくいことから、不便や不安を感じる場面が多々あります。このマークを見たら、手話や筆談などで接するようにしましょう。

「視覚障害者のための国際シンボルマーク」



視覚に障がいのある人への配慮がなされた施設や機器などに表示されている世界共通のマークです。身近なところでは、信号機などで見ることができますよ！

駅・商業施設

事故などの突発的な出来事に臨機応変に対応することが難しい人や、立ち上がる・歩く・階段を昇り降りするなどの動作が難しい人がいます。困っている人がいる時は、声をかける、移動のサポートをするなどの配慮をお願いします。

災害時・緊急時

視覚や聴覚に障がいがある人など、緊急時の状況を把握することが難しい人や自力での迅速な避難が困難な人が安全に避難できるよう、サポートや配慮をお願いします。

ヘルプマークは、市役所などで配布されています。障害者手帳の有無は問いません。障がいがある人だけでなく、高齢、妊娠初期などの理由がある人も申請できます！お気軽にご相談ください。

配布場所

- ・ 市役所(福祉総務課)
- ・ プラットおおむら(障がい福祉課)
- ・ こどもセンター(こども家庭課)